

江戸時代の僧侶の墮落について

—その諸例—

若 月 正 吾

徳川幕府はキリスト教の弾圧をすると共に宗門改めを厳格にしてこれを僧侶の手にまかせた。そのため従来平凡であった僧侶の生活は豊かになり、戒律を守らず、修行も怠るようになって檀家の奪い合いをもするなど破戒放恣になり、俗界よりむしろ卑劣な者が浄界より出るに至った。

このため幕府は匡正に奔命し、高野の聖や熊野の勸進聖を厳禁したが、僧侶の墮落はとどまるところを知らなかった。このようにして仏教の権威は失なわれ、僧侶は益々墮落してゆくのであった。その墮落の例としての第一は女犯である。僧侶の女犯は江戸期に始まったことではなく、古くは奈良時代からその例のあったことが知られる。ただ室町、江戸時代には特に甚だしいものがあつた。

朝鮮の使者宋希璟の『老松堂日本行録』によれば、赤間関

江戸時代の僧侶の墮落について（若月）

の或る寺において、僧と尼が同殿内に同宿していることが記されている。また僧侶の魚食が露見して召捕えられ流罪に処せられた実例が「満濟准后日記」「看聞御記」などにある。飲酒については日頃より遠慮なく飲んでいたので常であった。これは一般に般若湯などの名のもとに広くたしなまれていた。足利将軍がこれを厳しく禁じたこともあつたが、はたしてどれだけの効果があつたか疑がわしい次第であつた。

さらに、禅林において特に甚だしかったのは男色の風であつた。禅寺には喝食というものがおり修行僧達に食事の時刻の喫飯を知らせた。これに年少の沙弥が前髪を垂れ、白粉を塗り華美な服装をしてそれに当っていたのである。このようなことが五山文学の詩文集中に時折り見られる。その詩文と
いうのは美少年に対する色書である。「碧山日録」「蔭涼軒日

録」の中に美少年に関することが多く記されている。

この男色についての弊が甚だしかったので、足利將軍義持はこれに関する禁令を出している。しかし、これにしても、前記の僧侶の不如法に関する禁令がどれだけの効果があったかは疑わしいものである。

また、僧侶墮落の他の例として、公帖⁽³⁾というものがある。

これは金銭を幕府又は寺に納めて職位を得ることをいうのであるが、これによって將軍から何々寺の住職に任命するということを書いた辞令を渡されたのである。例えば田舎の僧侶でも都へ出て相当の金を納めることによって東福寺や建仁寺の住職の公帖を買うことができた。これが一夜住職である。今日東福寺の公帖を買ひ、明日辞職して田舎に販えるとその東福寺の住職ということで箔がつくというのである。このように当時の禅僧は世間的の人間が多いために、世間の榮華を喜び、自分の僧侶としての地位の上ることを誇りとしていたのであった。

次に、寺に金銭を納めて寺の役事を買った。禅寺には東序、西序という六知事、六頭首という十二人の役僧があるが、当時の僧はそれまでにしてまで僧侶としての地位の上ることをのぞんだのである。以上は室町時代の事柄であるが、江戸時代においても同じことが行なわれたのである。

「故老諸談」に家康が当時僧侶の墮落を慨いたという記事

がある。その文によれば「或時⁽⁴⁾、天海僧正、崇伝長老、舟橋侍従、林道春同公申され、御雑法の序に、今の世は末に成り、儒も仏も道の正しき事なしと見えたり、まず僧は三衣の多少の儲なく、持肅戒行有へき事なるに、酒を飲、美食を求め、世の崇敬するに随て、徳無き僧も錦繡を座具に用て、金銀米穀を抛つ者おは信心の者成と賛めはやし、衆人の心を誑惑し、真実菩提心を失ひ、名聞利用の事を専す、是心にて仮令堂塔を守居ても、畢竟は天狗の眷属たるへし、善根仏種と云は是にては有へからすと思ふ也、又儒者は、書を誦、故事を覚へ、詩文を作り、又仏法を嫌ひ異端とす、其語聖人賢人の詞なれば、定て子細有へし、され共、今世に聖人なし、又仏法も捨かたし、此法天下の鰥寡孤独を救ふへき法也、老て妻なき者仏弟子となり、衣鉢を授け、渡世の艱難を遁れしめ、忍辱の袈裟を与へて、諸人の供養をうけ、乞喰となり心を安閑になさしむ、又夫なき婦女を尼となし、媚を求化粧する姪行を忘れせしめて、教戒を専らせしむ、賤男賤女戒行正しく、念仏誦經するを以て、大名高家の簾中御台の座上へ請し、礼拝なされぬ、幼して父母なき子寒の者養育せられ、老て子なく、愁と貧とに困窮する者をは、寺院に養ふ置、仏灯を守らせ、儒室を掃除せしめ、門番夜廻りの役をさせ、鐘を撞太鼓を打ち勤をなさしむるは、好教にして、儒者の誹る事有まし、然共今多く溢れもの正体なきものを撰なく養ひ立

て、衆生を欺き米錢を婪り取邪なる僧尼多し、道德有て、人を化度する名僧は、万人の内一二人ならてはなし、武士出家儒者、何れも真の人絶果て、似せ物の徘徊する時節に成たるとは、何も思はぬかと仰せ有」

この故老諸談は著者未詳で年代も不明であるが、恐らく江戸中期のものであろう。従つて家康の口から出たものかどうか疑わしいが、その頃の民衆の仏教に対する感想を現したものと見る事ができるであらう。

熊沢了介は集義書⁽⁵⁾において「僧侶には凡人が多い、愚劣の者が多い、何にもなれそうもない子を坊主にする。働きのない者が寺に入る、悪者が僧侶となつて姿をかへる。」といつてゐる。松下郡高も神武権衡録に僧侶の素質の低下を説き、平田篤胤も出定笑語附録に同様のことを述べてゐる。

このように江戸時代には民心は仏教をはなれ、僧侶寺院は民衆の嫌悪と軽侮の的となつた。寛永元年（一六二四）三月、徳峯老人作、同二年烏丸光広の跋のある「日覚し草」の中に、当時僧侶が徒にその服装を美にし、名利にあこがれて道心薄きを冷笑させる一節がある。

また、寛永十三年作の可笑記によれば、「当世の出家は智恵もなく、道心のこと思ひもよらず、ただ可慾をこのみ、不知足をもっぱらとし、栄花におごり、飲食をほしいままにす……、末世当代の坊主共は、町人百姓の子孫が世渡りのため

に形を変へただけである。このような坊主共は浄土宗、日蓮宗、一向宗が多く、これらの宗旨は入りやすかつたからであらう」と。

これによれば、寺院は本来の主旨から離れて凡庸な者達の慾望生活の巢窟となり、それに都合のよい修行の楽な声明念仏宗が流行したといふのである。しかしこれはこれらの宗旨に好意を持たない者の偏見の嫌いはあるが当時の僧侶に対する一部の感じを語つたものである。これに似たものに鈴木正三の「二人比丘尼」がある。

「むかしはどう心有る人は、てらに入てちしきのをしへをうけ給ひしが、今は昔にかはり、少しもどう心有る人はてらをいでらるなり、其ゆえは、ちしきに道心なく、あつまる僧も心ざしなくして、おそろしき心なる故なり、心ざし有る人のまじわるべきやうあらざれば、寺を出るはことほりなり……」ここに道心ある人は却つて寺から遁れ出ることを語つてゐる。

また、大岡政談小間物屋彦兵衛の話の中に「役に立たぬ寺への奉納」と云う話がある。これは当時の寺院僧侶の民衆に対する信用が全くない状態がいいあらわされており、民衆は僧侶に対して嫌厭の情を通りこして軽侮嘲弄するようになり、僧侶の素質低下と民心離反は仏教衰退の途をたどつた。

徳川時代には、公卿と武士の家領、知行高の上に於て、大

差があり、又寺の寺領は武家の知行よりは少なく、公卿の家領よりは多かつた。例えば、日光山輪王寺、増上寺、比叡山延暦寺、三井園城寺は何れも幕府の黒印や奉行の朱印が下付されていた。しかし寺領の石高は、幕府より現米で渡るのではなく、領地から年貢米として、寺門に収納するのであり、ゆえに寺領が一万石あれば一万石の領主、千石あれば千石の地頭であるから各寺に役所があり、俗役人がいて、各領内の行政、すなわち領民の願届及び訴訟の事務を取扱っていた。しかし、僧徒はこれらの俗事に関係せず、却ってこれを卑しめ、識らざるをもって誇りとしていた。

又、寺領のほかに、堂舎の営繕費の幕府支弁と其寺自弁との二種があり、例へば同じ五千石の延暦寺は公儀普請、三井寺は寺門普請であつた。その他の寺院にも、そのような例があつたであろうが、しかし公儀普請といつても、幕府が直接に支出するのではなく、二・三十万石以上の有福な武家を選んでその営繕費を出させるのである、幕府が武家に課する御用金がそれである。しかし、武家の方ではこれを自家の光榮とし莫大な金を支出し、將軍家より賞詞を受けこれを家門の面目として満足していたのである。

又、將軍家及び諸侯の菩提所祈願始めの由緒ある寺院は堂塔・坊の営繕費は、官費、公費をもって支弁するのはもちろんのこと、臨時の風水害等の場合は、直に役人を巡遣して、

損所を修理させた。それに、これらの特別の寺院はもとより、多くの寺領をもっている僧侶は手許の有福なるにまかせて、人生の困難も知らず、常に飽食煖衣して日夜歡樂に耽り、宗祖の辛苦經營も濟度衆生の行業も知らず、ただ栄花と權威を振ふことばかりであつた。ここに仏教の衰勢を招きつゝあつたのである。

次にまた、公家、武家の外出の乗物にしても、僧侶は公家と同じく法新王宮門跡より無位無官の平僧に至るまで、長棒四人舁の黒塗の垂駕籠に乗つた、武家は長棒の本地のもの、このように幕府が、無位無官の平僧にまで、国主大名にも曾て許さぬ所の格式を与えて優遇した上に、寺領ある寺僧は領主であり、又檀徒ある寺僧は、宗門人別帳を収めて、公証の全權を握っている。そのために權威をふるい、また勅願所の寺院の門前に石標が立っている所は、諸大名はその前を乗り過る事はできず馬、駕籠を降りて歩かなければならなかつた。このように当時の僧徒は、權威を振り私欲を恣にしていたが、幕府が俄に倒れて、明治の大變革となつたのであるから、僧侶にとつては、寢耳に水の大狼狽を極め、種々の狂態を演じたのも無理なことではない、ここに仏教の衰微がある。

次に僧侶墮落の様相について「清僧⁽⁸⁾と称して妾宅を構え、或ば大黒と称へ、尼僧を囲つて、これを犯し若尼僧孕む時は

佗の聞を恥て、これを下胎し、或は程よく育て弟子とした。

又、生平の遊びは、上品なのは茶の湯、生花、中品は囲碁将棊、下品なのは浄瑠璃、軽口、口合等であり、甚しいときは酒宴遊興等々、長じては琴三絃、太鼓持にも劣らぬ形相、終りには喧嘩口論となり、その場を出るときは真宗坊主のふりをする。さて、真宗坊主等は勿論清僧に弥勝り、不律不如法のこと多く、人間らしくない振舞、又小僧は只管檀越を崇敬し、世間の道も、仏法も知らぬが上手と自賛して、何かといえは檀頭の床の生花障子はり、内職といえは医者、針、灸治を行ない袈裟や衣は思いもよらず、そのすがたは釈迦の弟子とはみえない。近頃の愚僧の中に法談僧と名を売って歩き、肉食しなければ音声が弱いとして、種々の珍味を飽食しておいて、さて、その法談ぶりは丸で軽口阿房陀羅經、そもそも宗要の安心は、悪人正客の弥陀の本願、罪業深重は如来の賞翫、腹も立てよ、欲も発せよ、悪き者程、弥陀の好物といひ、聞けば聞く程、根性が次第に悪るくなってゆき、人の金銀を貪り出し、借りものは返さぬが手柄、催促すれば敵となる。」と

これに対し、幕府は諸宗本寺役寺触頭に令し、近年僧侶の風俗頹廢し、道德の聞えあるもの稀にして、不律不如法の者多きに依り賞罰を正し、教育に力を尽さしめ、不法の者あれば仮借すること勿らしめよと、此旨を天明八年（一七八八年）

松平定信より言渡した。

申十一月十三日、越中守右京亮に直相渡候御書付写、

寺社奉行 江

近来諸寺院之僧侶一体風俗不_レ宜候哉、道德殊勝之聞え有_レ之輩ハ稀ニ而、不律不如法之沙汰のミ間々相聞之候、都而諸宗之僧徒、夫々作法も可_レ有_レ之処、畢竟本寺又は役寺触頭等、しめし方等閑成故之儀ニ而可_レ有_レ之候、以来本寺役寺触頭等ニ而、常々無_ニ油断_一心を附、宗旨得達侶を相す_ニま_一せ、聊も不如法者ハ、夫々科等も有_レ之、配下之示教行届候様、專一ニ為致_レ可_レ申候、尤本寺役寺触頭等之内にも、万一不律不如法之聞之有_レ之ハ、勿論之儀、或ハ利欲等に耽り、寺務之実意疎成歟、又は一体其器に不_レ当輩等ハ、假令大寺本山之寺院たりといふとも、聊無_ニ用捨_一嚴重ニ其沙汰可_レ有_レ之事ニ候、

右之趣御沙汰ニ候間、得と申談、夫々行届、不取_レリ無_レ之様可_レ被_レ致候、

十一月

（御老中渡御書付留、天明大政録）

江戸幕府三百年、殊に中期より末期にかけては、江戸武士が惰弱無節操になり、僧侶はほとんど半醒半睡の生活を送っていた。幕府は仏教を篤く保護し、キリスト教の弾圧をするため宗旨人別帳を僧侶にまかせた。人民は伝習的または形式的に祖先以来の仕を守って、寺院関係を重じ、寺院のために

は資力を惜まなかつたから寺院は表面的には繁昌し、内面的には墮落していたのである。僧侶の仕事は檀家の葬儀法要あるいは定日に人を集めて説教をする。又子供に読み書を教えるような社会事業をするのは上乘であつた。「風流可笑記」の中に「当代の坊主共はただいやしき百姓町人ばらの子孫の身のすぎはいとして形を替たるまでなり」如儻子の「可笑記」の中には「当世の世家は何として智恵もなく、行いもなく、況や道心の事思いもよらず、只可慾を好み、不知足を専らとし榮華におごり飲食を恣にす」という批評のごとくである。幕末のころ、水戸烈公が幕府から不審数個条を申し開くために記した「不愠録」の中にある墮落僧が当時の僧侶にして、女犯肉食飲酒せざるもの絶無だと告白した事が記してある。文化文政の頃、僧侶は遊里通いに便なるため、合羽を着て外出した。その無節制なること、所化の身持は渡り仲間の如しとの批判を蒙つた位である。

寛政四年（一七九二）八月に金剛院という僧が遠島に処され、これに関連して、江戸大奥の女中が暇を出されたものがあつた。

「松平定信の自叙伝宇下の人言に、

子年の秋（八月）金剛院とふ僧、遠島被_二仰付_一、

寺地ははき地にぞ被_二仰付_一たり、伊豆守・弾正大弼と、予と此事を計ひぬ、大奥向女中の其の事もあれば、わざとしる

さず、此時、伺の上、御留守居をもて、老女の近親は中藤に被_二仰付_一、被_二仰付_一とも、御身近き勤、先づは不_レ被_二仰付_一候ても、右老女は隠居可_レ被_二仰付_一旨の御定達したり、こたびの一件に、老女・上藤、御広敷・御右筆、御側坊主御暇被_レ下たり、是ら御蔽明によつて、かくの如くの御果断にてありしなりとある。

雑記に、大奥女中への申渡書がある。左記に示す通りである。これによつて僧侶と大奥女中との関係といふ事に於て、大体の様子は察せられるのである。

寛政四壬子年八月廿三日

桜田御用屋敷

梅の井

思召有_レ之に付役被_レ成_二御免_一、御扶持方拾人扶持一生之内被_レ下候、御合力金は当居是迄之通被_レ下候、

滝野

みさ義勤方不_レ宜、其上金剛院と申祈禱者に大奥之儀迄申遣、祈禱相頼候段不屈之至_二候、依_レ之御暇被_レ下、奉公御構被_二仰付_一候、其方事近親之義、右体不埒之事共、其分_二打過、其方義も致_二文通_一候段、勤柄不相応_二付、御暇被_レ下之、

みさ

其方義勤方不_レ宜、其上金剛院と申祈禱者に大奥之義迄申遣、祈禱相頼候段不屈至極に付御暇被_レ下之、御家門御連

枝方共奉公被_レ成_二御構_一候、

閑三

思召有_レ之、御伽坊主御免、御金十兩御扶持方拾人扶持被_レ下候、

高六拾兩廿人扶持

高橋

思召有_レ之、御役御免被_レ成、格別御馴染数年之勤方も有_レ之故を以、隠居被_二仰付_一、御合力金御扶持方は迄之通被_レ下_レ之。

右之通平塚伊賀守に御書付申渡、

右之趣、老女にも可_二相達_一旨、於_二羽目之間_一、老中列座、伊豆守申_二渡_一之、越中守殿御渡書付、

以来老女近親之者、御中老に仰付候共、先_ハ御親敷御奉公不_二相勤_一様、可_レ被_二相心得_一候、若御奉公被_二仰付_一、若若様御誕生有_レ之候ハ、近親之老女御役免可_レ被_レ成事、右之通被_二仰出_一候間、永々皆々相心得候趣ニ被_二仰出_一候、此段可_レ被_二相心得_一候、老女にも可_レ被_二相達_一候、

○寺院之信徒等近頃猥に相成、遊里へ入込、困女等いたし、其外不_レ宜事共有_レ之に付、追々召捕之人数左之通り、

深川日蓮宗浄心寺地中玉泉坊

義 堪二十四

下谷浄土宗盛雲寺

貞 道四十四

同日蓮宗宗延寺地中正寿寺

純 長三十二

増上寺山内鑑蓮社所化

紹 往二十六

芝浄土宗西応寺地中

監 琦二十三

増上寺山内江之万大寮

随 選三十二

同梅林寮

檀 体三十五

同寛雅寮

沾 戒十八

武州荏原郡守方村同宗満願寺所化

輪 法二十

浅草天台宗浅草寺地中泉蔵院

観 海二十五

同浄土宗誓願寺地中徳寿院

善 教四十八

武州多摩郡小山田村曹洞宗泉飛寺

祖 関三十八

浅草日蓮宗慶印寺所化

唯 信二十八

同所同宗玉泉寺所化

恵 顕二十

上総国山部郡東金同宗本漸寺所化

専 貞二十二

本郷丸山同宗浄心寺所化

悦 静二十二

三田新義真言宗宝生院所化

円 海二十五

谷中同宗妙徳寺所化

海 励二十三

駿州駿東郡沼津同宗本覚寺弟子

貞 山三十八

麻布同宗光隆寺弟子

貞 連三十二

小石川戸崎町浄土宗無量院所化

慈 門二十二

同断

天 順十九

牛込原町日蓮宗久盛寺所化

桂 準二十七

亀戸曹洞宗慈光院寮主

仙 貞三十

千住伊向村同宗薬師寺隠居

大 順三十一

上総国夷隅郡万木村天台宗三光寺弟子

乘 立二十七

武州荏原郡八幡宮村日蓮宗觀乘寺	是	隆二十八	浅草同宗寿相院塔頭定敵院	轉	向三十六
同国同郡大井村新義真言宗来福寺所化	英	順三十八	武州葛飾郡下総田村同宗泉福寺	專	応二十四
下総国葛飾郡小金宿日蓮宗妙岳寺留守居			常州河内郡岩崎村曹洞宗専徳寺	鳳	山三十七
	敬	順四十二	下谷坂本日蓮宗真源寺	日	光四十
同国同郡久保多賀村同宗安立寺	仙	竜四十五	深川浄土宗正徳寺弟子道心	善	心二十五
麻布新町浄土宗遍照寺所化	流	慈二十八	同所同宗靈巖寺山内雄松院弟子	欣	了二十五
同断	竜	音十九	小石川同宗伝通院所化	寮	玄二十八
本郷丸山曹洞宗長泉寺所化	徹	底三十	武州川越同宗天嶽寺所化	戒	光三十八
水戸宮村田同宗大雅院所化	金	瑞二十五	飯倉浄土宗吟了寺隨身	忍	証十八
駒込同宗吉祥寺会下竜門寮	大	彭二十二	増上寺山内岳蓮社隠居	勝	雲四十八
京都济家宗東福寺地中良象院弟子	玄	祥三十三	麻布竜土曹洞宗長昌寺所化	頓	了二十六
駒込曹洞宗吉祥寺寮主	真	竜二十八	同断	泰	鳳二十八
小石川浄土宗源覚寺所化	随	法二十	小石川日蓮宗蓮華寺所化	有	慶三十
同所日蓮宗蓮花寺弟子	清	雅十九	同断	理	政二十六
豆州賀藤村同宗妙国寺	日	体三十三	深川浄土宗靈巖寺所化	袂	全二十四
信州伊奈郡山吹村天台宗飭法寺弟子	台	善二十七	深川浄土宗正覚寺所化	慮	順十八
目黒浄土宗祐天寺所化	真	閏十八	同所同宗心行寺所化	鈴	慮二十
浅草同宗九品寺所化	知	眠二十三	東叡山領	知	静二十
同所同宗念仏院所化	滝	海二十一	同郡同村道平寺留守居	西	道六十
同所同宗宗安寺所化	満	閏三十三	同郡同村同宗阿弥陀院	快	秀二十四
駒込同宗蓮光寺所化	鑑	立二十七	甲州山梨郡初鹿野村济家宗檀雲寺所化	範	蔵主二十
同断	知	玄十七	芝増上寺山内源証寮	真	学十九

総人数六十九人

右、寛政八丙辰月八月十一日より、於日本橋晒之上、寺持者遠島、所化は寺法に可執行との事也、

口演

一私共儀、数年来新吉原町、品川、深川、新宿等、所々遊里繁榮之場所々々へ出見世仕、売買仕候処、又候此度御捕方を以、日本橋入口にて見世開仕、当十六日より三日之間恥さらしに仕、面の皮の厚ひ所を以、寺々を粉に仕立、本寺へ土産に宜鋪様、繩附にて差上申候、尤沢山に仕入置候間、遠近に不構御評判之程、偏に奉希上候、以上、

西八月

一、揚り屋詰十僧 一、牢屋詰五十五僧

右之外、困ひ物等随分念入、遠島之御方様は、船詰に仕立奉差上候、

○寛政八辰年八月十六日より三日之間、於日本橋に出家七人余並居て晒されける、何も女犯之御咎め、町奉行坂部能登守殿掛り、先年より一兩人宛、右始末にて晒に相成候得共、一度に七十人余並でさらされし事初て也、

但し、遊女場所の婦りを一朝に召捕ける、吉原を始め外隠女之場所に手配り致置き、召捕けるとの事なり、

日蓮宗深川浄心寺地中玉宗坊
浄土宗下谷盛雲寺和尚

義 堪二十四
貞 道四十九

日蓮宗下谷宗延寺中正寿院

増上寺山内鑑蓮社所化

浄土宗芝西応寺内浄林寺所化

増上寺山内天寮

同寺梅林寮

同寺寛雄寮

新義真言宗芝三田宝生院化

同宗武州荏原郡宗備寺弟子

天台宗浅草寺寺中泉藏院和尚

浄土宗浅草誓願寺寺中瑤寿院和尚

武州玉郡小山田村曹洞宗宗藏院和尚

新義真言宗武州埼玉郡明閑院和尚

真言宗同足立郡木曾呂村薬王寺和尚

浄土宗浅草寿松院塔頭定殿院

同宗武州葛飾郡下浜村宗福寺和尚

曹洞宗常州河内郡関崎村本院寺和尚

浄土宗駒込蓮光寺所化

浄土宗浅草宗安寺所化

同宗上総山部郡東金本領寺弟子

同宗本郷丸山浄心寺所化

日蓮宗谷中妙徳寺所化

張 道三十二

紹 経三十六

賢 瑞二十二

然 選三十五

檀 礼三十二

清 戒十八

円 海二十五

法 輪二十

硯 海二十五

善 教四十九

祖 関二十五

宜 明三十三

泰 山二十九

転 向三十六

専 応二十四

鳳 山三十七

鑑 立二十九

知 玄十七

満 閻三十二

専 貞二十三

脱 静二十一

海 励三十二

同宗駿河駿東郡沼津東覚寺弟子

貞山二十八

増上寺山内岳蓮社隠居

勝濕五十八

浄土宗小石川戸崎町無量院所化

慈川二十三

曹洞宗竜土長昌寺所化

頼了二十六

日蓮宗牛込原町久盛寺和尚

天碩十九

浄土宗深川大峯寺所化

泰鳳三十

曹洞宗亀井戸慈光院宥□

桂隼二十七

日蓮宗深川正覚寺和尚

沢全二十四

曹洞宗千住伊向村薬師寺隠居

仙貞二十八

同宗深川出行寺和尚

恵順二十四

天台宗上総天羽郡万木村三光寺弟子

台順三十一

真言宗武川高麗郡安泉寺留守居

館恵三十八

浄土宗麻布新町遍照寺所化

乘立二十七

同宗同所常閑寺留守居

智静二十

日蓮宗武州荏原郡妙典寺留守居

流慈二十八

同宗同所阿弥陀院和尚

西途六十

同宗同所久保平賀村安立寺和尚

竜方十九

臨濟宗甲州巨摩郡担雲寺所化

快秀二十九

曹洞宗本郷丸山長泉寺所化

敬順四十三

日蓮宗下谷坂本真源寺和尚

義重二十

同宗水戸富田村大雄院所化

仙竜四十五

浄土宗深川正源寺弟子

円光四十

同宗駒込吉祥寺会下竜門寮

徹底二十五

同宗深川霊岸寺山内慈正院弟子

善心二十五

臨濟宗京都東福寺寺中即宗院弟子

全岸二十五

同宗小石川伝通院所化

欣了二十

曹洞宗駒込吉祥寺寮

大頭二十二

同宗武州越ヶ谷天嶽院所化

享元二十八

浄土宗小石川源光寺所化

真竜二十八

同宗目黒祐天寺所化

戒光二十九

日蓮宗小石川蓮華寺所化

随法二十

同宗浅草九品寺所化

真閻十八

右同寺弟子

清雅十九

同宗浅草念仏院所化

智眼二十三

日蓮宗豆州賀茂郡妙国寺和尚

有理慶三十

日蓮宗浅草慶印院隠居

位准二十七

浄土宗飯倉順昌寺従身

円政三十五

日蓮宗武州荏原郡八幡村観寮

是院二十八

忍澄十八

右之通一並にさらされける、

天台宗信州伊那郡山吹村源法寺弟子

台吉房二十七

○天明六年の頃迄、通旅籠町三桝屋平右衛門とて、艾売有り、団十郎艾とて高名なるもの、見世は土蔵造り、棟瓦留め鬼を附、立派なる見世にて、明和九辰廿二月廿九日大火に、珍敷残たる見世なり、此息子至て浄瑠璃好きにて、富本と云ふ流義を弘め、富本豊前太夫と改め、古よりの常磐津文字太夫と肩を並べし男也、富本の元祖也、然るに家業の道はうとぎ故、艾の見世は寛政の始頃に断絶す、惜き事也、其後大伝馬町二丁目西側に艾見世出来せり、是も又三桝屋平右衛門と申せしや、団十郎艾と弘めける、彼豊前太夫が親族にも有之哉、

○寛政四年より咄し坊主迎、芳町辺に住居せし石井宗叔迎、今流行の長き咄しを始し男也、此坊主予湯島に住せし時、同町に近藤弥十郎迎、御普請役相勤方へ宗叔参りて、先日松平内蔵頭殿被_レ召し時の咄しをと致ける、内蔵頭殿より朝五ツ時頃近駕籠にて参候故、直に参候処、広間へ通し、次上下の男出で、暫く御ひかへと申て、彼男引込、夫より一時余も為_レ待、又外之男出で、扱々御退屈なり迎、又奥の方へ連行。少し御ひかへと云ひて引込、又一時余も為_レ待、日暮迄に右のごとく七所程座敷を取替々々して、暮六ツ時過扱々御

有_レ之、立直候様の御沙汰に候条可_レ存候趣、自分にも弥無_レ油断、節儉相用候様可_レ被_レ致候、
右之通、万石以下の面々にも可_レ被_レ相触_レ候、

江戸時代の僧侶の墮落について(若月)

一、諸拝借の儀不_レ依_レ何事、容易に御沙汰有間敷候、遠国御役人等、御役被_レ仰付_レ候節は、是迄の通拝借被_レ仰付_レ候、但是迄拝借有_レ之面々、返納年限に不_レ拘、可_レ成丈け早く可_レ有_レ返納_レ候、勿論差延願は難_レ成候、
一、寺社御修覆願、并御附物等も、不_レ被_レ及_レ御沙汰_レ候事、
一、御台所被_レ下候面々、御料理の品数の内相減、是又五節句又は三日の外、御酒被_レ下間敷候事、
一、御城内外并上野、増上寺、其外総て御修覆所、破損有_レ之候共、成丈け御修覆被_レ差延_レ候事、
但役屋敷等、成丈け自分にて取繕置候事、

一、諸役所定式御入用金、并筆墨紙其外受取物の分、是迄受取高の内精々勘弁致、格別減方を付、是迄以_レ書面_レ可_レ被_レ申聞_レ事、

一、諸役人近年相増候分、并定人数たりとも、多人数の分は可_レ被_レ相減_レ候、頭支配有_レ之候_レ処は、了簡致可_レ被_レ申聞_レ候、且又不_レ差急_レ御用向出役等は、差延可_レ申候事、

一、諸臨時御用向相勤候面々江被_レ下物の儀は相減、被_レ下候品も可_レ有_レ之候事、

右之通、可_レ被_レ心得_レ候、委細之儀は、柳生主膳正、肥田豊後守、篠山十兵衛、岸彦十郎より可_レ申談_レ候間、可_レ被_レ承合_レ候、

一、総て御役替御番入等被_レ仰付、御切米御足高被_レ下候面々、

十月以後被_レ仰付_二候節は、向後半年分可_レ被_レ下候、
右之通、向々江可_レ被_レ相触_二候、

十二月

○文政十三寅年二月より、大坂寺院被_レ召捕_二の発端は、道頓堀千日に、自安寺と申日蓮宗の寺有_レ之、是に妙見を祭有しが、至て繁昌致し、日々裸参等迄余多有_レ之故、至て富貴の寺也、爰に御針迎女を昼夜留置き、俗に大黒と申、此女より事発り、和尚被_レ召捕_二、此類を以外々寺迄和尚所化の類迄、女犯之僧余多被_レ召捕_二ける、誠に此度諸宗とも、寺々大騒動致申候、重便に寺方名面可_レ申上_二候、以上、

閏三月廿日

小西嘉兵衛

一、京都女犯之僧、同年四月御仕置と相成候、左之通、

一、七条道場金光寺塔頭宗任院

遠島 全 正四十三

女松原堀川西江入藤屋道喜娘

押込 た め十八

一、浄土宗寺町四条下る大雲院塔頭南揚軒

遠島 偽 真五十三

女建仁寺前小松町柝屋延次郎母

押込 か よ四十五

同大善院前河原町三条下る近江屋政次郎母

押込 い よ四十三

一、禅宗四条表寺町宝蔵寺 遠島 光 定五十九

女東山長楽寺拜有尼 押込 茂 堂三十

一、五山禅宗東福寺塔頭永安院 遠島 首 蔵三十三

女祇園新地富永町京屋万次郎母 押込 と み四十一

一、浄土宗蓮台寺塔頭願明院 遠島 見 道三十三

女宮川町二丁目尾張屋源助娘 押込 て い二十一

一、北野七本松出口上る町正覚寺 遠島 忍 戒四十三

女真言宗壬生院地藏院 押込 慈光 尼三十三

一、壬生院地藏院塔頭中之坊 遠島 春 竜三十

女五条橋下る京極町近江屋直次郎抱芸者 押込 き く十八

一、東山清水坂泰産寺 遠島 茂 海四十二

女西賀茂安井門前月見町大和屋音吉母 押込 よ つ四十一

一、禅宗西賀茂正伝寺 遠島 宿 常二十九

女祇園新地末寺町河内屋文次郎娘 押込 つ ね十九

一、禅宗高台寺塔頭五雪院 遠島 元 雄四十三

女祇園富永町近江屋新次郎娘

押込 千里十七

一、西六条北隣日蓮完本国寺 日 運二十二
女西陣針屋町下町藤屋条七娘 梅 次二十
去冬出生有之妻と成る、

一、出水千本西江入長遠寺

遠島 仁 宗三十五

女内野新長者枳屋五兵衛娘

押込 せ ん二十

一、真言宗大仏智積院所化 常 信四十八

一、日蓮宗妙顯寺中常樂院

遠島 別 頭二十五

女北甘条岩滝町 ま き三十

女西陣芝の団子町

押込 母みき四十二

一、綾小路大宮西江入聖徳寺靈雲弟子 信 翁二十八

同 娘てう十七

女祇園新地末吉町万屋嘉吉抱芸者 き く二十一

一、日蓮宗北野立本寺僧光源院

遠島 文 啓四十八

一、浄土宗寺町誓願寺役者 路 当五十三

女一条黒門西江入大和屋八兵衛娘

押込 き く二十一

一、上京上る浄国寺塔頭光岸院 真 誓二十八

一、日蓮宗上京妙覺寺役者宝樹院

遠島 自 妙三十五

一、日蓮宗綾小路大宮西江入婦命寺 日 恭四十二

女室町一条下る京屋新太郎娘

押込 よ と二十

一、高瀬川三条下る瑞泉寺所化 明 恕三十七

遠島 親 愁四十五

寅四月

一、浄土宗浄福寺雲相院

押込 親 愁四十五

○文政十三寅年六月、昔よりの事なれど、はじめて予聞し故
留置く、

女西江入寺内浄福寺

押込 珠光 尼二十八

周防国岩国稻荷の遣ひ玉ひし鳥の内二羽、厳島弁天江かし

一、禅宗下立売西妙心寺長興院

遠島 檀 洲五十四

玉へるとの事、古へより伝へ侍りなんと、余鳥は厳島に住居

女西の京楽屋町

押込 き ぬ二十四

ずと云へり、此からす雄雌有りて、春を迎へ子を生じ、六月

右之僧共遠島被ニ仰付、女十八人は何も押込被ニ仰付、

寅四月

十五日、彼弁天の社の上を、親子四羽にて啼まどひて、親が

は厳島に残居るとかや、年々かくの如しと、是より鳥の啼離

れとは申始

れとは申始

江戸時代の僧侶の墮落について (若月)

一七

一七

宗教が泰平の民の遊楽と化した江戸期には社寺の門前には水茶屋が設けられて、隠遊女が蓄えられ、恰も遊廓の觀をなした。江戸では根津や芝神明を初め数多く江戸以外の各地の神社仏閣の所在地にも淫風の盛なものがあつた。幕府は社寺の所在地の風紀取締りに苦心し「社寺門前にて隠遊女の儔弥遂吟味、猥に候はば只迄通御仕置可被申付候」との布令が何度となく出ており、松平定信の寛政改革や水野忠邦の天保改革は、みな此の門前の風俗匡正のために苦心した。しかし幕府の布令はほとんど効果がなかつた。宝暦の頃には、私娼の巢窩が社寺所在地に多く、所によつては名は異なるが、湯女、呼出し、比丘尼、夜鷹、蹴転という隠売女が客を招いていた。しかし女ばかりではなく、男色の野郎の数も少くなかつた。

また、売春婦の異名に比丘尼というのがあり、浮世を捨てた尼僧が墮落して売春婦となつたものである。幕府では早くから比丘尼の弊害を認め、寛保三年四月二十八日の触書にも、勸進比丘尼が華麗な衣服を着て売女体によそおうことは不届であるとして、宿するものがあれば早々訴え出よと令じた。

かつて、幕府は厳しく僧侶を監し、この令を厲行し翌文政十三年（改元天保元年）二月より閏三月にかけて、京阪地方に於て檢挙された僧侶京都では二十五人、大阪では三十人余

であつた。これらはそれぞれ入牢また流罪を命ぜられた。また京都では三条橋詰に晒の上、寺に引渡し寺法によつて処分された。またこれに関係した婦女も、押込等の処分を受けた。そして、その寺名、僧名、婦女の名も皆記録に遺されてゐる。また嘉永四年（一八五一）二月七日、品川、新宿等で飯盛を買つた等、破戒の所行により、流罪に処されたものが十一人、晒の上寺に引渡されたものが四十人あつた。

ところで、徳川時代末期の仏教界は半醒半眠はよい方で、甚だしいのは破戒墮落の底に落ちて俗人以上に腐敗した例は少ない。しかし、これは僧侶のみが悪いのではなく、世間も、これに対応して、両者ともに墮獄の道を相伴つて落下したのである。

金次郎娘小三（20）、同大伝馬塩町大工初五郎後家ふじ（34）同横山町一丁目小間物商内野屋喜平次妻とき（23）、本郷区駒込千駄木町植木屋六三郎ため（40）、浅草三谷三九郎妾ゆめ（29）、上野根津八軒町橋本嘉七娘はな（15）、高教院様御附比丘尼専寿院（56）、品川本宿升本宇兵衛母うた（65）などがある。寛政享保の時代のゆえ、日潤のためにやもえず、強要せられたものは果して何人いるであろうか、疑しいものである。

江戸時代になつて封建制度が立てられるに伴い、宗教界も、またその型にはまり、さらに幕府がキリスト教禁制の手

段として、仏教を利用し、檀家制度をおかせることにより、
 仏教は甚だ形式化した。これと共に本末制度と階級制度とに
 よって、仏教は、ますます形式化の道を歩むのであった。寺
 院僧侶の格式は固定し、之は平民的に起った諸宗派も、幕府
 保護政策によって、甚しく階級觀念にとられ、僧侶は貴族
 的になり民心は仏教を離れ排仏論が烈しくなったが、寺院僧
 侶は惰性によって社会的地位を保つたに過ぎなかった。

引用参考文献

- (1) 日本宗教史 比根屋安定著 八六二頁
- (2) 日本文化と仏教 辻 善之助著 二四一

(14)	ミ							
(13)	"							
(12)	"							
(11)	日本仏教史一〇卷	辻 善之助	"	四七五				
(10)	日本宗教史	比根屋安定	"	八九七				
(9)	"		"	四七四				
(8)	日本仏教史一〇卷	辻 善之助	"	四八五				
(7)	維新前後の仏教遭難史論	羽根田文明著	一八一―三二二					
(6)	"		"	四四四				
(5)	"		"	四四六				
(4)	日本仏教史一〇卷		"					二四三